

農業委員会広報誌

みどりのこだま

第96号
発行所:大津市農業委員会
令和7年3月15日発行

大津市御陵町3番1号
みどりのこだま編集部
TEL(077)528-2680

大津市農業委員憲章(抜粋)

大津市農業委員は

- 農業・農村・農業者の代表者として、新基本法農政の推進に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 意欲ある若い手を育成確保し、望ましい農業構造を実現するため、農用地の利用集積と集団化に努めます。

農業委員会委員と農業者等との 意見交換会を開催しました

令和七年一月二九日、大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会を開催しました。

冒頭、大津市農業委員会会长の濱田博により「大津市への意見書の提出」についての報告をさせていただきました。

続いて農業に関する行政機関の講演として、近畿農政局・滋賀県・大津市から、「食料・農業・農村基本法の改正」や「地域計画を活用した地域農業の持続・発展・実践」などを中心にお話をしていただきました。

その後、「地域を支える農業経営を維持するため」をテーマに、八班に分かれてワークショップ方式による話し合いを行いました。

最後には各班でまとめた内容を全体で発表し合い、地域で農業経営に携わるにあたっての諸問題や解決案、日々感じておられることなどを共有しました。当日、皆様から戴きました貴重なお声は、今後の委員会活動に活かしていきたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

(意見ピックアップ)

- ・農業所得の低下による経営意欲の低下
- ・獣害対策
- ・耕作放棄地の拡大
- ・耕作地の集約化推進
- ・固定資産税が高い
- ・農業に対する魅力の醸成
- ・各種補助金の拡充



遊休農地対策について

農業委員会では、発生防止・解消に努めています

遊休農地とは？

※農地法の定義より

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる
- ②①のほかに、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っている

農地を耕作せずに放置しておくと…

周囲の営農環境への影響

- ▶病害虫発生の温床となる
- ▶鳥獣の住処になり、住み着いた鳥獣が周囲の農作物を荒らしてしまう

生活環境への影響

- ▶土砂・ゴミの不法投棄を誘発する

地域農業への影響

- ▶周りの農地と一緒に利用できず、担い手への農地集積・集約化が妨げられる
- ▶雑草の繁茂、ひいては山林原野化することにより、用排水施設の管理への支障が生じる

農業委員会ではこのような活動をしています

農地の利用状況調査

毎年1回、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、衛星データの活用や目視により農地の利用状況を確認します。

利用意向調査

遊休農地化している可能性がある場合には、法令に基づき、自ら耕作するかなどの意向を農地所有者等に伺います。

農業委員会から意向確認のお願いがありましたら、ご協力をお願いします。

農地パトロール

日常的に農地が適切に利用されているかを把握するために行い、遊休農地や荒廃農地の発生防止・解消に努めています。

貸したい農地・売りたい農地を登録しませんか

農地は活用しましょう！

「貸したい農地」、「売りたい農地」の農地情報を、農林水産省が運営する「eMAFF 農地ナビ」サイトへ掲載することにより、所有者の意向を公表することができます（ただし、市街化区域内の農地は除く）。掲載ご希望の方は、農業委員会事務局までお申し出ください。



新規就農者のご紹介

中原新一郎さんは、令和5年度に大津市から新規就農者の認定を受け、就農されました。

現在、大将軍二丁目地先のハウスでイチゴを栽培されています。

Q1 農業を始めたきっかけは？

大津市内のサーフショップで店長兼インストラクターとして勤めていましたが、第二の人生として以前から興味を持っていた農業に携わることを決意し、就農しました。



Q2 農業への取り組みについて教えてください。

6.7aの連棟ハウスで、滋賀県が育成したイチゴの新品種「みおしづく」を栽培しています。収穫したイチゴは、主に大津市卸売市場へ出荷するとともに、直売所や軒先でも販売しています。

Q3 就農しての感想は？

ストレスフリーで、自分には合っている。農作業が楽しい。就農時に思い描いていた姿に近づいてきており、非常にラッキーだと思っています。

Q4 困ったことがあれば教えてください。

今までのところ、致命的なアクシデントは起きていません。日本の農業の仕組みにはいろいろと思うところがあるが、何事も新規就農だと割り切っており、また、それが楽しい。

Q5 今後の抱負は？

現状維持を心掛け、まずは、5年後の就農計画達成を目指し頑張ります。

Q6 これから農業を始める人に向けて一言？

就農したいと考えているなら、まずは一度、チャレンジしてみてはどうでしょうか。でも、うまくいくかどうかは別問題で、そんなに甘くはないかな。生産にはリスクもありますので、そういった点もよく検討しながら進められるとよいかと思います。

「認定農業者制度」は、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするものです。

「認定新規就農者制度」は、新規就農者を地域農業の担い手として、育成するために就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した育成が重要とのことから、認定農業者制度と同様に市町村が青年等就農計画を認定します。市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施します。

農業者年金に加入しませんか

～安心・豊かな老後のために～

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式、死亡一時金あり
(80歳前に死亡の場合)
3. 保険料の額は自由に決められる
4. 支払った保険料は全額社会保険料控除
5. 政策支援(保険料の国庫補助)あり(要件あり)

詳しくは、

農業者年金基金専門相談員 Tel 03-3502-3199
農業委員会事務局 Tel 077-528-2680

農地中間管理事業を活用しませんか

農地中間管理事業とは、知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)が所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。



詳しくは、
農地中間管理機構
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金
大津・南部窓口 Tel 077-536-6525



購読申し込みは、
(一社)滋賀県農業会議
TEL 077-523-2439

農地の手続き、忘れていませんか？

農地の売買・貸し借り・転用には、農地法等に基づく手続きが必要です。ご自身が所有する農地であっても、手続きをせずに資材置場や駐車場にすることはできません。次の場合は、農業委員会にご相談ください。

農地の売買・ 貸し借り

農地の相続
農地を相続したときは、農業委員会への届出が必要です
※令和6年4月1日から相続登記は義務化

農地の転用
①農地の所有者が自ら所有農地を転用する場合
②農地の所有者から農地を購入、又は借りて転用する場合

「農業者等との意見交換会」では、市内で農業に携わる皆様とお会いすることができます。さまざまな視点から農業についてのお考えを伺いました。皆様のお力添えのもと、無事に開催できましたことをお礼申し上げます。(上野)

みどりのこだま編集部

委員長 濱田 博之
委員 万木 巳壽
小谷 英利
上野 壽久

読者の皆様のご感想をお聞かせください。



編集後記

「農業者等との意見交換会」では、市内で農業に携わる皆様とお会いすることができます。さまざまな視点から農業についてのお考えを伺いました。皆様のお力添えのもと、無事に開催できましたことをお礼申し上げます。(上野)